

表3 貧困世帯分布の概要

	貧困層	貧困～中央値	中央値以上	
I. OECD調整済み世帯所得(テフルト済み)				
中央値	404.6			
計	7804	15.1	34.9	50.0
II. 等価世帯所得(テフルト済み)				
中央値	300.9			
計	8241	17.3	33.5	49.2

表4 世帯構成別・年齢別、世帯構成年齢別にみた貧困分布

	OECD調整世帯収入				等価世帯収入			
	貧困層	貧困～中央値	中央値以上	計	貧困層	貧困～中央値	中央値以上	計
世帯構成	1,166	2,712	3,867	7,745	1,244	2,567	3,934	7,745
単身	33.5	19.8	46.6	313	38.0	15.3	46.7	313
夫婦のみ	18.2	35.3	46.6	1905	23.5	37.2	39.3	1,905
2人以上の大人(親子を含む)	13.7	31.4	54.9	1285	13.2	29.9	57.0	1,285
上記以外の2人以上の大人	17.3	32.0	50.7	1221	16.5	28.0	55.5	1,221
5歳未満の子がいる世帯	10.3	46.7	43.1	985	10.5	49.3	40.2	985
5-11歳未満の子がいる世帯	10.8	37.6	51.6	822	10.3	36.1	53.5	822
11-20歳未満の子がいる世帯	11.4	34.1	54.5	1214	9.8	24.8	65.4	1,214
年齢コホート	1,003	2,249	3,320	6,572	1,080	2,133	3,359	6,572
20-29	15.0	30.3	54.8	535	15.5	30.1	54.4	535
30-39	8.3	36.2	55.6	774	8.7	39.8	51.6	774
40-49	8.1	30.7	61.2	950	7.5	26.8	65.7	950
50-59	8.2	25.3	66.6	1436	7.7	21.2	71.1	1,436
60-69	19.2	39.1	41.7	1548	21.2	38.1	40.8	1,548
70-99	27.7	41.2	31.2	1329	31.6	38.8	29.6	1,329
単身者の年齢コホート	105	62	146	313	119	48	146	313
20-29	27.3	9.1	63.6	55	29.1	7.3	63.6	55
30-39	4.9	4.9	90.2	41	4.9	4.9	90.2	41
40-49	0.0	10.5	89.5	19	0.0	10.5	89.5	19
50-59	26.1	15.2	58.7	46	28.3	13.0	58.7	46
60-69	45.0	36.7	18.3	60	51.7	30.0	18.3	60
70-99	53.3	26.1	20.7	92	62.0	17.4	20.7	92
夫婦のみの年齢コホート	334	635	844	1,813	429	673	711	1,813
20-29	4.3	27.1	68.6	70	5.7	31.4	62.9	70
30-39	0.0	12.4	87.6	105	1.0	18.1	81.0	105
40-49	9.1	6.5	84.4	77	9.1	10.4	80.5	77
50-59	5.0	16.3	78.7	239	6.3	19.3	74.5	239
60-69	19.3	39.8	40.9	653	25.3	41.8	32.9	653
70-99	27.8	44.7	27.5	669	35.4	45.6	19.0	669

で暮らす人々が多いことを反映しているだろう。単身世帯のみ、夫婦世帯のみを取り出してみても、このことは確認できる。ただし、単身世帯の貧困が、すべて高齢者の貧困によってのみ説明できるわけではないことも示している。

単身世帯に絞って年齢別に貧困率を見ると、20代と50代の単身世帯貧困率も27-29%と高いことがわかる。しかも20代の単身者の収入は二極化している。このことが、20代のなかでも特に若い時期の収入が低いことによって起きているとは考えにくい。それが言えるためには、20代のある時点で、貧困から中央値以上へと収入が飛躍的に上昇する道が開かれている世界でなければならない。しかし、若年層の非正規雇用が増加している現在の日本では、特定の若者が、年齢を重ねても貧困から抜け出せずいる可能性のほうが高い。夫婦のみの世帯は、高齢者を除けば、貧困のリスクは相対的に低い。表4からは、全体として、等価方式が高齢者世帯の貧困率を高め、有子世帯の貧困率を低めに推定する傾向のあることが示される。これが示唆することについては、後ほど改めて考えたい。

表5は、世帯主の学歴別に貧困率を示している。先行研究で確認されている通り、学歴と貧困との関連は強い。世帯主が義務教育しか出ていない場合の貧困率は30-33%、大卒の場合は4%未満である。ただし、世代によって同じ水準の学歴がもたらすライフチャンスは異なるだろう。そこで、それぞれの学歴の世帯貧困率を年齢別に見ていく。義務教育卒の貧困率の高さは、まだその学歴が珍しくなかった高齢者において、むしろ顕著である。一般的な就労年齢とみなせる60歳未満だけを見れば、義務教育卒の世帯の貧困率には年齢層による大きな違いはない。しかし、高卒、大卒の世帯の貧困率を見ると、20代では、他の年齢層に比べて貧困率が高くなっている。ここからも若年層に広がる貧困リスクの高さが懸念される。

本研究では世帯収入により貧困を測定しているため、就労からは引退している高齢者の収入が就労現役世代より低くなることも不思議ではない。また、収入が高くなくても、貯蓄や持ち家などの資産を築いてきた高齢者であれば、生活水準はむしろ低くない可能性もある。そこで、どのような資産状況の世帯が低収入貧困に陥っているのかを把握することは、低収入貧困の生活水準へのインパクトを類推するうえで重要である。ただし、JGSSには金融資産に関する質問項目が含まれていないため、持ち家状況のみから資産の状況を確認する。

表6に持ち家状況別の貧困率を示している。持ち家に住む世帯の貧困率が14-16%であるのに対して、民間賃貸または公社・公団住宅に住む世帯の貧困率は19-25%である。住宅と収入の間には、一方では安定した就業・収入が住宅購入を促進し、もう一方では資産を形成している安心感や社会的信頼が就業・収入にプラス効果をもつなど、双方向の因果関係が考えられ、どちらか一方によって説明することはできない。ここで言えるのは、賃貸住宅に住んでいる場合のほうが、低収入貧困の負の影響も大きいだろうということである。

高齢者のなかにも、全体から見れば割合は少ないが、民間および公共の賃貸住宅に住む

表5 教育達成別・年齢別にみた貧困分布

	OECD調整世帯収入				等価世帯収入			
	貧困層	貧困～中央値	中央値以上	計	貧困層	貧困～中央値	中央値以上	計
教育レベル	1055	2478	3628	7161	1,141	2,372	3,648	7,161
義務教育	30.0	40.4	29.6	1828	32.7	37.3	30.1	1,828
高校	12.7	38.5	48.8	3169	13.7	36.6	49.7	3,169
短大・高専	9.0	29.7	61.3	491	9.2	31.4	59.5	491
大学以上	3.6	22.3	74.1	1673	3.8	22.6	73.6	1,673
義務教育	525	701	521	1747	574	644	529	1,747
20-29	18.0	52.5	29.5	61	16.4	50.8	32.8	61
30-39	22.4	40.8	36.8	76	25.0	38.2	36.8	76
40-49	16.9	45.8	37.4	83	14.5	44.6	41.0	83
50-59	17.1	32.6	50.3	322	15.8	29.8	54.4	322
60-69	31.5	43.0	25.6	575	35.3	39.3	25.4	575
70-99	39.2	39.4	21.4	630	44.3	35.7	20.0	630
高校	368	1091	1428	2887	396	1,023	1,468	2,887
20-29	17.7	31.5	50.9	283	18.4	31.5	50.2	283
30-39	10.1	44.8	45.1	375	10.4	49.1	40.5	375
40-49	10.2	37.6	52.2	471	9.3	31.4	59.2	471
50-59	6.9	27.9	65.2	678	6.9	23.2	69.9	678
60-69	14.3	40.3	45.3	642	15.9	39.7	44.4	642
70-99	21.2	47.7	31.1	438	25.6	43.4	31.1	438
大学以上	52	319	1086	1457	53	321	1,083	1,457
20-29	8.9	17.8	73.3	135	9.6	14.8	75.6	135
30-39	1.2	24.1	74.7	245	1.2	29.4	69.4	245
40-49	3.5	16.7	79.8	312	3.5	16.4	80.1	312
50-59	1.7	15.9	82.4	352	1.4	10.8	87.8	352
60-69	4.9	29.0	66.2	266	4.5	31.2	64.3	266
70-99	4.8	34.7	60.5	147	6.1	38.8	55.1	147

世帯はあり、その貧困率は高い。また、特に OECD 方式よりも等価方式でこの世帯の貧困率が高くなっていることを見ると、表 4 の知見から類推するに、単身高齢者が賃貸住宅で貧困に陥っている傾向がある。

以上より、世帯構成、世帯主の年齢、学歴、持ち家状況と、貧困との関連がクロス表から確認された。世帯の個々の特徴が、貧困との間にもつ独立の関連を見たわけではないので、例えば、単身世帯と夫婦世帯に高い貧困率が見られたことは、高齢者の貧困率の高さの反映にすぎないかもしれない。そのことをふまえて、どこに貧困が多く分布しているのかを要約すると、単身世帯、夫婦世帯、高齢者世帯、世帯主が 20 代の世帯、世帯主が義務教育卒または高卒の世帯、賃貸住宅に住む世帯である。これらの知見は、先行研究あるいは日常感覚からも想像できることを再確認することとなった。

表6 居住住宅別・年齢別貧困分布

	OECD調整世帯収入				等価世帯収入			
	貧困層	貧困～中央値	中央値以上	計	貧困層	貧困～中央値	中央値以上	計
住居状況	1179	2725	3900	7804	1,424	2,761	4,056	8,241
持ち家	14.3	34.6	51.1	6,217	15.8	32.5	51.7	6,424
民間賃貸	19.4	34.9	45.7	952	24.2	36.6	39.2	1,117
社宅・官舎など	3.8	28.3	67.9	184	7.0	30.2	62.8	215
公社・公団	20.9	43.5	35.7	398	25.2	42.5	32.3	424
その他	27.5	25.0	47.5	40	33.3	28.9	37.8	45
持ち家	756	1811	2712	5279	805	1,683	2,791	5,279
20-29	12.8	27.0	60.2	304	12.8	24.3	62.8	304
30-39	9.3	37.1	53.6	440	8.6	40.0	51.4	440
40-49	7.1	31.2	61.7	734	6.3	25.9	67.9	734
50-59	6.3	25.1	68.6	1,227	5.9	20.4	73.8	1,227
60-69	17.3	39.3	43.5	1,378	18.9	38.1	43.0	1,378
70-99	25.8	40.8	33.4	1,196	29.2	39.1	31.7	1,196
民間賃貸	156	254	362	772	171	262	339	772
20-29	21.6	32.1	46.3	162	22.2	34.6	43.2	162
30-39	6.8	33.5	59.7	221	9.1	38.0	52.9	221
40-49	13.2	28.9	57.9	121	12.4	30.6	57.0	121
50-59	26.8	25.9	47.3	112	25.0	25.9	49.1	112
60-69	30.3	41.4	28.3	99	36.4	39.4	24.2	99
70-99	52.6	40.4	7.0	57	63.2	29.8	7.0	57
公社・公団	77	136	121	334	89	137	108	334
20-29	8.1	51.4	40.5	37	13.5	51.4	35.1	37
30-39	12.7	52.7	34.6	55	14.6	58.2	27.3	55
40-49	14.0	33.3	52.6	57	14.0	35.1	50.9	57
50-59	16.1	25.8	58.1	62	17.7	25.8	56.5	62
60-69	39.7	36.2	24.1	58	43.1	39.7	17.2	58
70-99	40.0	49.2	10.8	65	49.2	41.5	9.2	65

本研究が新しく明らかにしたことは、既述の通り、世帯人数が増えることによるニーズの増加を多めに見積もる OECD 方式を用いる場合は、少なめに見積もる等価方式を用いる場合よりも、有子世帯の貧困率は高めに推定されることである。逆に言えば、これまで等価方式を用いてきた日本の貧困研究は、高齢者の貧困の相対的な高さをより際立たせることになっていた可能性もある。そのことを差し引いても高齢者の貧困率が高いことは明らかだが、子どもの教育における家計負担の大きい日本で、子どもの人数の影響力の相対的に小さい等価方式を用いることが適切かどうかは再考する必要がある。せめて世帯人数の世帯支出への影響を OECD の水準で考慮に入れることは望ましいだろう。場合によっては、日本の家計の高い教育費負担（他の OECD 諸国に比べても子どもへの公共支出が低いこと）

をもよりの確に反映できる、独自の調整尺度も検討していく必要もあるだろう。

5. 結論

貧困測定において同じ世帯収入を用いる場合でも、世帯構成・人数によって発生するニーズをどの程度調整するかによって、貧困の分布について異なる知見が得られることがわかった。逆に、調整方式にかかわらず得られる知見は、より確固たるものだと言うこともできる。貧困研究の成果を政策へと応用する際には、それぞれの研究が用いている方法とその前提に注意を払うことが求められる。本研究は、OECD方式と等価方式の2種類を比べることにより、等価方式が有子世帯の貧困を過小推定する可能性について指摘した。世帯収入の調整方式を改善することも一案だが、それに加えて、似たようなニーズをもつ同種の世帯のなかで相対的貧困を推定する貧困線を算出するという方法も考えられる。

JGSSは世帯メンバー全員の情報を十分に集めていない点、クロスセクショナルデータである点で、貧困の要因やその動態的側面を明らかにすることはできないという限界をもつ。一方で、意識・行動・健康などに関する変数を豊富に含んでいること、既に利用経験のある研究者が多いことにより、貧困世帯に住む個人の状況を様々に描き出す研究を促進することは期待されるだろう。

[Acknowledgement]

日本版 General Social Surveys (JGSS) は、大阪商業大学比較地域研究所が、文部科学省から学術フロンティア推進拠点としての指定を受けて(1999-2003年度)、東京大学社会科学研究所と共同で実施している研究プロジェクトである(研究代表:谷岡一郎・仁田道夫, 代表幹事:佐藤博樹・岩井紀子, 事務局長:大澤美苗)。東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターSSJ データアーカイブがデータの作成と配布を行っている。

参考文献

- Bailey, N. (2006). *Does Work Pay? : Employment, Poverty and Exclusion from Relations*.
C. Pantazis, D. Gordon and R. Levitas (eds) *Poverty and Social Exclusion in Britain*. The Policy Press, pp.163-183.
- 石井加代子・山田篤裕.2007.「貧困の動態分析—KHPに基づく3年間の動態およびその国際比較」樋口美雄・瀬古美喜『日本の家計行動のダイナミズム[□]経済格差変動の実態・要因・影響』慶應義塾大学出版会, pp.101-129
- 岩田正美.2004.「デフレ不況下の『貧困の経験』」樋口美雄・大田清・家計経済研究所『女性たちの平成不況』日本経済新聞社, pp.203-233
- 岩田正美.2005.「政策と貧困」岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房, pp.15-41
- 岩田正美.2006.「バスに鍵はかかってしまったか?—現代日本の貧困と福祉政策の矛盾」『思

- 想』岩波書店, pp.135-152
- 苅谷剛彦.2001.『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会』有信堂高文社
- 苅谷剛彦.2008.『学力と階層 教育の綻びをどう修正するか』朝日新聞出版
- 西村幸満.2005.「日本の社会的排除調査の実施に向けて—調査対象・調査項目・その予備的作業」厚生労働科学研究報告書『日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究』pp.83-97
- 西村幸満・卯月由佳.2006.「就業における社会的排除—就業二極化への示唆—」『季刊社会保障研究』Vol.41, No.1, pp.41-53
- 大竹文雄.2004.『日本の不平等—格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社
- 佐藤俊樹.2000.『不平等社会日本—さよなら総中流』中央公論新社
- 篠崎武久.2008.「所得の水準とばらつきの時系列的推移について—JGSS と政府統計の比較」大阪商業大学比較地域研究所・東京大学社会科学研究所編『研究論文集[7] JGSS で見た日本人の意識と行動』pp.147-157
- 橘木俊詔.1998.『日本の経済格差』岩波新書
- 橘木俊詔・浦川邦夫.2006.『日本の貧困研究』東京大学出版会

社会政策学会 第118回(2009年春季)大会
テーマ別分科会 第7 最低生活保障のあり方：データから見えてくるもの
(日本大学法学部・三崎町校舎【10号館1011講堂】)

住居の状況による生活満足度の違い*

東京国際大学
上枝朱美

2009年5月24日

1. はじめに

生活を送る上で住宅は必需品であり、そこから得られる住宅サービスは人々の効用に影響を与えている。またどのような住宅に居住するかによって健康やライフスタイル、家族のあり方も変化する。

日本では、住宅の数が世帯数を上回っており、総住宅数の12.2%が空き家となっている。そして住宅の数から質の充実が図られるようになってきている。戦後の日本の公的住宅政策は、住宅金融公庫(現在は住宅金融支援機構)、日本住宅公団(現在は都市再生機構)、公営住宅の3つを柱としてきた。景気対策を主な目的とした持家促進政策が取られてきたが、持家を取得するには頭金を用意し、住宅ローンを組むことが多い。しかし、低所得であれば、ローンを組むことは難しい。所得が原因で持家を取得できない世帯に対して政策を行わなくてはいいのだろうか。また行うとした場合、どのような住宅政策が望ましいだろうか。

最低生活保障は、収入のみではなく、様々なニーズが保障されることが必要であり、そこには住宅も含まれる。では住まいの最低生活保障とは何だろうか。ただ住む所があるだけでは、不十分であろう。どのような住宅の設備が必要で、どのような不具合を解消すべきだろうか。

すべての人に豊かな住生活を保障できることが望ましいが、現実には政府の財政状況は厳しい。そこで、政策の対象者をどうするか、またどのような住宅の設備、不具合の解消を最初に行うべきだろうかについて考えてみたい。本稿では、住宅と健康との関連や住宅

* 本稿は、厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」(主任研究者：阿部 彩)の一環である。本稿の作成にあたり、『社会生活調査』のデータの使用を許可してくださった国立社会保障・人口問題研究所及び公的扶助研究会の皆様、また2008年3月14日に行われた現代経済研究会(一橋大学)、7月24日の「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」プロジェクトでの研究会の出席者の皆様から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。なお残された誤りは筆者の責任である。

¹ 「日本の住宅・土地—平成15年住宅・土地統計調査の解説—解説編」(<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2003/10.htm>)参照。

が生活満足度に与える影響について考える。そして、今後の住宅政策のあり方について先行研究を参考に検討してみたい。

2. 住居費負担の重さ

生活を送る上で必要となる衣食住への支出は、同じ所得であっても個人の選好に依存する。しかし、それぞれ最低限の水準は存在するだろう。最低生活費についてはこれまで多くの研究が行われている（原・酒井(1997)）。

都村(1990)では、家計にとって負担になっている支出項目は、「住居費、家賃、住宅ローン返済費」が最も高く 51.4%²としている。家賃が他の支出項目と異なる特性として、地域格差、世帯間格差、そして稼得所得が一時的に中断されても切りつめることができないことをあげている。

臼井(1990)では、社会保障研究所が実施した掛川調査を用いて住宅の所有関係と生活満足度の関連を見ている。満足世帯は、持家率が高く、また新增築率が高いとしている。逆に持家から民営借家に移動した場合は、満足度が低下しているとしている。また満足度が高いほど、住居の室数・畳数が多いとしている。そして満足度の高い生活とは、基礎的な欲求である生活基盤が確保されていることや健康と病弱になったときの介護が確保されていることなどとしている。収入が少なければ、持家に移りたくても狭い民営借家で我慢しなければいけないが、安定した収入があれば、広い持家や快適な設備が整備されることになるとしている。

谷(1953,1970,1971a,1971b)では、住居費が消費支出に占める割合とエンゲル係数との間に一定の限界線が存在することを示した。そして渡辺(1996)では、昭和 59 年の『全国消費実態調査』の個票データを用いて、住居費負担率の限度率を算出している。その結果、ある程度生活が豊かになれば消費の重点が住宅から選択財に移行しているとしている。また住宅政策の主な目標が一定の望ましい居住水準の達成であるとすれば、政策の指標となる住宅負担率を理論的、客観的に算出することは不可能ではないかとしている。そして重要なのは、指標の水準設定ではなく、設定・運用の際の考え方であるとし、アメリカ住宅都市開発省（HUD）による家賃補助の方法を説明している。住宅援助の考え方として、世帯がいくら負担できるかではなく、いくら援助すれば政策目標を達成できるかに移行している。

賃貸住宅居住者のうちで家賃の支払いが滞ったことがあるのは、どういう世帯だろうか。2003 年 11 月に行われた『社会生活調査³』よれば、過去 1 年間に家賃の支払いが滞ったこ

² これは、昭和 62 年の労働大臣官房政策調査部編『人生 80 年時代の勤労者生活』（調査編）のデータであり、最大 3 つまで回答できる。

³ この調査は厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究」（主任研究者：後藤玲子）の一環として、国立社会保障・人口問題研究所が民間会社に委託して行ったものである。調査は、無作為抽出した全国の 20 歳以上の男女 2,000 人を対象に、調査員による面接調査方式で行われた。有効回答数は、1,520 であり、有効回答率は 76%である。回答者は、世帯から 1 名とし、世帯主または世帯の家計を一番よく知っている人（通常は世帯主の妻）とした。

とがあるのは60人であった⁴。そのうち公営住宅居住者の人数が最も多く、公営住宅居住者の中での割合も最も多かった(21人で、公営住宅居住者全体の26%)。同様に民間の賃貸住宅居住者(一戸建て)が14%、民間の賃貸住宅居住者(集合住宅)が11%であった。

また、家賃の滞納とともに国民年金の保険料も滞納したのは28人(全体の滞納者は130人)、国民健康保険を滞納したのは32人(全体では121人)、水道のサービスが停止したのは4人(全体では12人)、電気・ガスのサービス停止したのは9人(全体では17人)である。このことから同時にいくつもの支払いが滞っていることがわかる。また、家賃を滞納しても他の支出は行っている場合があることから、公共サービスの支払いを家賃支払いよりも優先している場合があることがわかる。

家賃を滞納すると住宅を失う可能性がある。それでも家賃を滞納しているのは、生活の状況が厳しいからである。「大変苦しい」と「やや苦しい」で87%を占めている。

3. 住宅と健康

住居と健康は密接な関係がある。家庭内の事故で亡くなった人12,152人(平成18年)のうち65歳以上が9,421人と77.5%を占めている⁵。そして「転倒および転落」が18.6%で、そのうち「スリップ、つまずき及びよろめきによる同一平面上での転落」が8.5%、「階段及びステップからの転落およびその上での転倒」が3.6%、「建物または構造物からの転落」が3.4%となっている。住居内の段差は、日常生活をおくる上で不便であるだけでなく、危険を伴っており、生命や健康に影響を与えている。住居と健康との関連については、これまで多くの研究が行われている。

早川・岡本(1993)では、住宅の狭さや階段・段差、居住設備の不備など住宅の物理条件と傷病との関連、そして日照・通風などの住環境と傷病との関連について分析を行っている。そして居住環境を充実することで、社会的に病気を予防し、社会的費用の発生を防止するとしている。

『社会生活調査』における住宅に関する設問のうち「家族専用のトイレ」「家族専用の炊事場(台所)」「家族専用の浴室」「寝室と食卓が別」の4項目は、2002年の『福祉に関する国民意識調査』で有効回答者の50%以上が「必要である」と答えた社会的必需項目である。『社会生活調査』では、さらに「家族専用で、炊事場とは別の洗面所がある」と「複数の寝室がある」の2つについても尋ねている。

また住宅の不具合については、「となりの物音が聞こえる」「日当たりが悪い」「風通しが悪く、湿気が多い」「雨漏りしたり、すきま風が入ったりする」「収納スペースが少ない」の5項目について質問している。

その結果、住宅の不都合のうち、「となりの物音が聞こえる」と答えたのは31.6%、「日

⁴ 調査では、家賃や住宅ローンの金額は尋ねていない。

⁵ 厚生労働省 人口動態統計年報 主要統計表「第18表 家庭内における主な不慮の事故の種類別にみた年齢別死亡数・構成割合」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii06/deth18.html>)参照。

当たりが悪い」は 22.3%、「湿気が多い」は 17.5%、「雨漏り、すき間風が入る」は 16.5%であった。また住宅の状況では、一戸建てと比べて集合住宅は物音が聞こえると答えた割合が高い。特に民間賃貸の集合住宅では 56%となっている。また持家よりも賃貸住宅の方が、湿気が多く、雨漏りやすき間風が入ると答えた人が多い。住宅の質という面から見ても、持家は賃貸住宅よりも良いということがわかる。

また住まいの環境が悪いことによって健康を害している人がいるかどうかについても聞いている。その結果、住宅が原因で不健康の場合は、75 人であった。住宅が原因での不健康と住まいの不都合との関係は、表 1 のとおりである。

表 1 住まいの不都合と不健康との関係

となりの物音	日当たりが悪い	湿気が多い	雨漏り、すき間風
76.00%	57.33%	65.33%	40.00%

不健康な場合、となりの物音が聞こえるが 3/4 を超えていた。これは隣の家と近距離に暮らしていることや壁が薄いことが考えられる。物音が聞こえることで落ち着かず、ストレスになっている可能性がある。

4. 住宅と生活満足度

4. 1. 先行研究

生活満足度については、近年 Happiness や well-being との関連で研究が行われている(佐野(2008)、佐野(2009)、浦川・松浦(2007)など)。

橘木・浦川(2006)では、本稿と同じ『社会生活調査』のデータを用いて質的な貧困が生活満足度に与える影響について順序プロビット分析を行っている。生活満足度を被説明変数とした場合に、住環境の貧困を表す「住宅設備⁶の剥奪スコア」「住宅の不具合に関する剥奪のスコア」「住宅環境による不健康ダミー」の 3 つの変数がいずれも負に有意であるとしている。その結果、そして「住宅ローンダミー」や「持家ダミー」は生活満足度に有意な影響を与えていなかったとしている。生活満足にとって重要なのは「住宅ローンがあるか否か」や「持家であるか否か」ではなく、住宅の質や住環境であるとしている。

4. 2. モデル

消費者の効用は、住宅サービス h と他の消費 c に分けられる⁷。住宅サービスは、床面積の大きさ F と質とよばれる他のすべての属性 I で表されるとする。 H を住宅ストックとす

⁶ 食卓と寝室が別というのは西山卯三が提唱した食寝分離の考え方であり、また家に複数の寝室というのは「親子の就寝の分離」を表していると考えられる。

⁷ 瀬古(1998)の住宅需要の二期間モデルを参考にした。

ると、 H は F と I に依存し、 h は H と比例関係にあると仮定する。

$$h(F, I) = mH(F, I) \quad \text{ここで} m \text{は定数}$$

そこで消費者の効用関数は、以下の式のようにになる。

$$u = u[c, h(F, I)]$$

$P^H(I)$ を住宅1単位当たりの価格とすれば、予算制約式は、次のようになる。

$$y = P^C c + P^H(I) F$$

消費者は、生涯の効用を予算制約のもとで最大化すると仮定する。なお P^h は、フローの住宅価格である。

$$\text{Max. } U = \int_0^T u_t [c_t, h_t(F, I)]$$

$$\text{s.t. } \int_0^T [(1-t) y_t] e^{-\rho t} dt = \int_0^T [p^c_t c_t + p^h_t(I) F] e^{-\rho t} dt$$

そこで t 期の最適な消費、住宅サービスはそれぞれ以下のようにになる。

$$c_t^* = h(Y, P^C, P^h)$$

$$h_t^* = h(Y, P^C, P^h)$$

ここで、 $Y = (y_0, \dots, y_T)$ 、 $P^C = (p^c_0, \dots, p^c_T)$ 、 $P^h = (p^h_0, \dots, p^h_T)$ である。

4. 3. データと分析の方法

次に分析で使用する『社会生活調査』の設問について説明する(前述のものは省略した)。

まず生活満足度に関しては、「大変満足」「満足」「どちらかといえば満足」「どちらでもない」「どちらかといえば不満」「不満」「大変不満」の7段階で尋ねている。設問とは逆に生活満足度を数字が高くなるほど高い満足度を表す順序変数にした。

説明変数は、年齢、家族数、世帯所得(階層別)、地域(北海道、東北、関東、北陸、東山、東海、近畿、中国、四国、北九州、南九州)、都市規模(14大都市、20万人以上の市、その他の市、町村)である(記述統計量は表2)。

住宅について詳しい分析を行うために、持家かどうか、一戸建てかどうか(持家だけでなく民間の賃貸住宅や公社・公団、勤め先の給与住宅も含む)、住宅ローンの返済中かどうか、公営住宅に居住しているかどうかを変数に含めた。調査では、住宅の広さについては聞いていないので、部屋数を代理変数とした。住宅設備や住宅の不具合、住宅による不健康、家賃を滞納しているかどうかも変数に含めた。

推計は、最小二乗法と順序プロビットで行った。その際、関東、14大都市、所得が400万円から600万円未満を基準とした。そしてすべてのデータが得られた1648人を対象とした。

4. 4. 推計結果

推計結果は、表3のとおりである。

年齢や所得が高いほどまた部屋数が多いほど生活満足度は高かった。これは先行研究と同じ結果であった。さらに家族専用の炊事場があったり、食事をする部屋とは別に寝室が

あると満足度が高くなっている。

逆に住宅の不具合があると生活満足度が低くなっている。雨漏りしていたり、すきま風が入ったりする場合低くなっている。また住宅が健康に影響を与えている場合も生活満足度が低くなっている。そして収納スペースが少ないことも同様である。一戸建てである場合、人口が少ない市に居住している場合も低くなっていた。一戸建てに居住していて、満足度が低い理由をはっきりしない。

住宅ローンの返済は生活満足度に影響を与えていなかった。また、公営住宅に居住していることも影響を与えていなかった。どこに住んでいるかも順序プロビットの東北地方を除いては影響していなかった。

家賃を滞納している場合、生活満足度が低くなっている。所得だけではなく、安定した居住を確保することも必要であろう。

住宅の不具合は健康状態とも関連していたので、住宅の質を高めることで健康状態も改善される可能性がある。

5. 低所得者向けの住宅政策

現在持家促進政策として住宅ローン減税が実施されている。住宅ローン減税は、税額控除であるため、高所得層に有利になっている。

金本(1997)では、住宅補助政策として、(1)公的に住宅を直接供給、(2)建設や購入に対する補助、(3)住宅居住者に対する補助、(4)税制上の優遇措置の4つとしている。住宅補助制度は資源配分に歪みをもたらすとし、公共住宅は需要側が望ましいものと必ずしも一致しておらず、費用削減のインセンティブが欠如しているとしている。また消費者の効用水準からは、住宅補助よりも所得補助の方が望ましくなるとしている。それに対して、住宅補助を効率性の面から正当化するのは、近隣外部性の存在であるとしている。

本間(2004)では、持家と比較して賃貸住宅は最低居住水準未達世帯が多く、自力では居住水準の改善を行うのが不可能な低所得者が多いことから、持家よりも賃貸住宅に関する政策をより重点的に進めることとしている。そして、基本的には公的賃貸住宅の建設・供給が望ましいが、その供給量に限度があるとすれば、家賃補助、住宅手当などの補助制度を活用するしかないとしている。

菊池(2004)では、住宅そのものを現物で支給されるべき権利が保障されるとは考えにくいこと、また憲法 22 条 1 項で居住・移転の自由が保障されているように、居住の選定は本来個人の選択に委ねられるべきだとしている。しかし、日本の住宅事情や自立助長目的から住宅扶助単給を緩やかに認めるべきだとしている。

現金給付では、政策が意図した支出が行われるかどうか確実ではないが、直接供給は、量的にも制限があつて難しい。公営住宅は希望者が多く、抽選によって入居している状況である。また公営住宅の建て替えによって、質は向上するが、それとともに家賃も上昇す

る⁸。広井(2009)では、地方自治体に対して行ったアンケートの結果、公営住宅に対する地方自治体の方針として、「現状維持」が37%最も多く、次が「量的に増やさないが質的な改善を図る」の30%だとしている。公営住宅を建設したくても、土地の面の制約が存在する。

今後住宅政策をどのような方法で行うのが最も望ましいのか、それは今後の検討課題としたい。

参考文献

- 上枝朱美(2008)「低所得者向けの住宅政策－なぜいま住宅政策なのか－」,『低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究(平成19年度 総括研究報告書)』,pp.93-103.
- 臼井和恵(1990)「高齢者世帯の生活満足度」,社会保障研究所編(1990)『高齢社会への生活変容』出光書店, pp.200-218.
- 浦川邦夫・松浦 司(2007)「相対的格差が生活満足度に与える影響－「消費生活に関するパネル調査」による分析」,『季刊家計経済研究』No.73,pp.61-70.
- 金本良嗣(1997)『都市経済学』東洋経済新報社
- 菊池馨実(2004)「公的扶助の法的基盤と改革のあり方－「自由」基底的社会保障法理論の視角から」,『季刊社会保障研究』,Vol.39,No.4,pp.424-436 杏澤隆司(2008)『住宅・不動産金融市場の経済分析－証券化とローンの選択行動』,日本評論社.
- 佐野美智子(2008)「経済的豊かさと暮らし向き満足度との関連－所得格差は幸福格差につながるのか」,『季刊家計経済研究』,No.80,pp.55-63.
- 佐野美智子(2009)「若年層における所得格差が暮らし向き満足度に及ぼす影響」,『生活経済学研究』,No.29,pp.1-15.
- 瀬古美喜(1998)『土地と住宅の経済分析』創文社.
- 橘木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』,東京大学出版会.
- 谷 重雄(1953)「住居費の基準函数とその限界について」,『日本建築学会論文報告集』,第47号,pp.91-99.
- 谷 重雄(1970)「住居費支出と家計消費構造－戦前資料による考察－」,『日本建築学会論文報告集』,第176号,pp.99-106.
- 谷 重雄(1971a)「住居費配分率とエンゲル係数－戦後資料による考察－」,『日本建築学会論文報告集』,第181号,pp.49-56.
- 谷 重雄(1971b)「家計支出上限と世帯収入・世帯規模－昭和39年特別集計による考察」,『日本建築学会論文報告集』,第184号,pp.101-110
- 都村敦子(1990)「住居費と社会保障」,社会保障研究所編『住宅政策と社会保障』,pp.153-179.
- 早川和男・岡本祥浩(1993)『居住福祉の論理』東京大学出版会.

⁸ 福岡県大牟田市の市営住宅の建て替えでは、2K(約30㎡)で月額5600円～5700円+共益費100円程度から、1LDK(約34㎡)で1万2300円+共益費1500円に上昇した。(「安心・安全な住宅への変貌」『月刊介護保険』2009年2月No.156,p.7)。

- 原 司郎・酒井泰弘編著(1997)『生活経済学入門』東洋経済新報社.
- 広井良典(2009)「「ストックをめぐる社会保障」と住宅・コミュニティ政策－福祉政策と都市政策の統合に向けて」『週刊社会保障』,No.2525[2009.4.6],pp.42-47.
- 本間義人(2004)『戦後住宅政策の検証』,信山社.
- 平岡公一(2001)「相対的剥奪指標の開発と適用」,『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会,pp.153-173.
- 本間義人(2004)『戦後住宅政策の検証』信山社.
- 渡辺直行(1996)「住居費負担率の考察」,『住宅土地経済』,1996年春季号,pp.21-33.

表2 記述統計量

n=1468

	平均	標準偏差
生活満足度	3.90191	1.30697
性別(女性=1)	0.38011	0.48558
年齢	53.08583	14.3062
家族数	3.9346	1.46807
家賃滞納ダミー	0.040191	0.19647
持家ダミー	0.72956	0.44434
一戸建てダミー	0.71662	0.45079
住宅ローンダミー	0.32698	0.46927
公営住宅ダミー	0.053815	0.22573
部屋数	4.23638	1.38228
住宅の設備		
家族専用のトイレ	0.97071	0.16868
家族専用の炊事場	0.97343	0.16087
家族専用の浴室	0.95572	0.20578
炊事場と別の洗面所	0.89986	0.30028
寝室と食卓が別	0.93052	0.25436
複数の寝室	0.72548	0.44643
住宅の不具合		
となりの物音が聞こえる	0.31948	0.46643
日当たりが悪い	0.22343	0.41669
風通しが悪く、湿気が多い	0.17711	0.38189
雨漏り・すきま風	0.16553	0.37179
収納スペースが少ない	0.43937	0.49648
住宅による不健康	0.050409	0.21886
所得		
～200万円未満	0.099455	0.29937
200～400万円未満	0.27997	0.44914
400～600万円未満	0.20368	0.40287
600～800万円未満	0.14918	0.35639
800～1000万円未満	0.069482	0.25436
1000万円以上	0.082425	0.2751
無回答	0.1158	0.3201
地域ダミー		
北海道	0.054496	0.22707
東北	0.070845	0.25665
関東	0.32425	0.46825
北陸	0.037466	0.18997
東山	0.03951	0.19487
東海	0.098093	0.29754
近畿	0.16213	0.36869
中国	0.061308	0.23998
四国	0.036785	0.1883
北九州	0.068801	0.2532
南九州	0.046322	0.21025
都市規模ダミー		
14大都市	0.26158	0.43965
20万人以上の市	0.25545	0.43626
その他の市	0.29973	0.45829
町村	0.18324	0.387

表3 推計結果

被説明変数 生活満足度	OLS		順序プロビット		
	説明変数	係数	標準偏差	係数	標準偏差
性別(女性=1)		0.097128	0.067782	0.02758	0.057938
年齢		0.016383 ***	0.002392	0.008510 ***	0.002057
家族数		0.004930	0.024287	-0.020374	0.020777
家賃滞納		-0.469566 ***	0.177548	-0.479354 ***	0.153959
持家ダミー		-0.084208	0.129538	-0.017394	0.110602
一戸建てダミー		-0.287145 **	0.114566	-0.219967 **	0.097832
住宅ローンダミー		-0.007542	0.080338	-0.06552	0.068651
公営住宅ダミー		-0.312829	0.166343	-0.234472	0.142397
部屋数		0.213684 ***	0.035722	0.154206 ***	0.030663
住宅の設備					
家族専用のトイレ		0.167489	0.338733	-0.162984	0.289243
家族専用の炊事場		1.85508 ***	0.414049	1.216 ***	0.355345
家族専用の浴室		-0.046269	0.251603	-0.018948	0.214568
炊事場と別の洗面所		0.171782	0.133397	0.124546	0.114447
寝室と食卓が別		0.557223 ***	0.147395	0.29162 **	0.127001
複数の寝室		-0.139754	0.0868	-0.074052	0.074123
住宅の不具合					
となりの物音が聞こえる		-0.141927 *	0.075658	-0.185803 ***	0.064582
日当たりが悪い		-0.090402	0.089605	-0.08923	0.076478
風通しが悪く、湿気が多い		-0.042255	0.103081	-0.052501	0.088027
雨漏り・すきま風		-0.305609 ***	0.095797	-0.290647 ***	0.081981
収納スペースが少ない		-0.161351 **	0.070064	-0.217641 ***	0.059906
住宅による不健康		-0.465461 ***	0.156907	-0.441005 ***	0.13585
所得					
~200万円未満		-0.181794	0.132848	-0.221497 *	0.113466
200~400万円未満		-0.012899	0.094396	-0.09724	0.080511
400~600万円未満		(基準)		(基準)	
600~800万円未満		0.286272 ***	0.109532	0.197807 **	0.093538
800~1000万円未満		0.442808 ***	0.141219	0.333754 ***	0.120881
1000万円以上		0.750215 ***	0.133918	0.622041 ***	0.115592
無回答		0.276029 **	0.118085	0.173644 *	0.101037
地域ダミー					
北海道		-0.026841	0.149346	-0.088219	0.127343
東北		-0.321964	0.137127	-0.266386 **	0.117152
関東		(基準)		(基準)	
北陸		0.044958	0.181249	0.039738	0.155282
東山		-0.000711	0.174572	-0.004817	0.148676
東海		-0.02296	0.119054	-0.058789	0.101629
近畿		0.056355	0.09979	0.032639	0.085391
中国		0.068391	0.144026	0.066792	0.123121
四国		0.261801	0.182239	0.2272	0.15547
北九州		0.029464	0.13688	0.008684	0.116828
南九州		-0.17898	0.168102	-0.147139	0.143491
都市規模ダミー					
14大都市		(基準)		(基準)	
20万人以上の市		0.027587	0.092902	-0.029418	0.07941
その他の市		-0.271226 ***	0.091871	-0.289832 ***	0.078665
町村		-0.037422	0.108985	-0.087346	0.093083
閾値					
MU3				0.629156	0.050294
MU4				1.47422	0.060821
MU5				2.27137	0.066141
MU6				3.38851	0.078143
MU7				4.54749	0.130207
Adjusted R-squared = .16105			Log likelihood = -2251.94		
Log likelihood = -2350.57					

注:*はp<0.1、**はp<0.05、***はp<0.01

1. はじめに：生活保護の昨今の状況と問題

わが国の公的扶助（生活保護）制度は、「基準は高いが受給者数は少ない」ことを特徴とするといわれる（埋橋 1999）。そのような指摘は近年に始まったことではない（籠山 1970）。非正規労働者やホームレスなどの問題を背景に、「受けやすく自立しやすい制度へ」の改革が模索されるものの、なかなか実現しない状況である。

加えて、最近では「生活保護基準に関する検討会」などの形で、保護基準そのものの引き下げを視野に入れた検討が行われており、既に各種加算の打ち切り・縮小が実施されている状況である。

このような状況を前に、生活保護は、いったい誰に対して、どのような生活水準を保障することを意図した制度なのだろうか、という根本的な疑問を改めて提起せざるを得ない。そもそも「基準が高い」というのは事実だろうか。また、(仮に事実であったとして)、「基準が高い」と「受給者数が少ない」とこととの間にどのような論理的な関係があるのだろうか。

本稿では、以上のような問いに暫定的な解答を与えるべく、生活保護の「標準世帯」概念の検討（→2）、低成長期における低所得層の苦境を取り扱った議論の検討（→3）、保護基準の設定根拠（→4）、保護基準が本当に「高い」か否かの検討（→5）を順次行っていくことにする。その上で、日本的な雇用・福祉システムの揺らぎを前に、生活保護制度のみならず、我々が依って立つ家族観そのものを問い直さなければならないことを指摘するつもりである（→6）。

2. 標準世帯の設定と「中流」創出のための社会保障

2.1 社会統合原理としての「標準世帯」

まず確認しておこう。生活保護における標準世帯は、1948年に「標準5人世帯（64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男）」だったが、1961年に「標準4人世帯（35歳男、30歳女、9歳男、4歳女）」、1986年以降は、「標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳女）」である。補足すれば、高度成長期の1961年を境に、男性の稼ぎ手のいない世帯から、夫婦+子どもの男性片稼ぎ世帯へと変更され、今日に至っている。

では、標準世帯には、どのような役割があるのか。公式見解によれば、(a)生活扶助基準の改定に際して生活扶助基準の基軸となる世帯として利用するもの、(b)国民に生活保護の基準を分かりやすく説明する際にモデルとして利用するもの、の二つである（生活扶助基準に関する検討会報告書）。

もっとも、生活扶助基準の説明にあたって、単身世帯・二人世帯などについて、それぞれ、(b)の意味での標準世帯（モデル世帯と基準額）が提示されているため、(a)の意味合いが強い。これはすなわち、「このようなタイプの世帯を主な保護対象とする」という行政の意思表示のことだと考えられるのである。例えば、戦後すぐの標準5人世帯は「戦争未亡人」対策という性格が明瞭であった。

¹ 本稿は厚生労働科学研究補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」の成果である。プロジェクトメンバーの皆様は厚く御礼申し上げますとともに、考察を進めていく中で、申請したタイトルと実際の中身との間に、ズレが生じてきたことをお断りしておく。

ところが、後でも述べるとおり、生活扶助基準の基軸とされた標準世帯が、実際の被保護者の中で多数派を占めることはほとんどなかった。また、標準世帯の生活水準についても、低すぎるとされたり、科学的根拠が薄弱であったりするなどの問題が指摘されることがしばしばであった。

このような一見奇妙な問題は、生活保護基準の基軸となる世帯（＝前述の(a)）として標準世帯を理解するのではなく、「国家が推進する家族モデル」として理解すると解消する。言い換えれば、国家は特定の家族モデルを推進するが、それを実現するための手段は生活保護以外の施策であってもよく、（後ほど「保護の補足性」原理のところでも述べるように）むしろ生活保護以外の施策－雇用、年金、税制などであることが望まれたとすら言うるのである。

籠山京も、実際にはそのような世帯が被保護者の中では少数派であったことを承知しつつ、「17次改訂は、エンゲル方式をとったということで、画期的な改訂であったが、それ以上に重要なのは、有業の夫婦と子2人の4人世帯を対象としたということであった。これまでの標準家族が老人1人と母子(3人)の5人世帯という無業の欠損家族であったことと比べて、質的な変革であった」（籠山1978:248）としている。加えて、保護基準についても、「厚生省が37年度からいわゆる低所得層を対象として家計調査（社会保障生計費調査）を実施することになったので、その実態に基づいて、飲食物費とエンゲル係数の相関式を計算し、また、飲食物費算出に用いるカロリー単価も、これによることとなった。したがって、低所得層の有業1人の夫婦と子の4人世帯の最低生活費という性格を、一層、明確にするようになった」（籠山1978:246）という。

では、理念上の標準世帯と現実の被保護層のメインストリームとの乖離（＝稼働世帯が建前であるはずなのに、実際は少数派であること）は、どのように理解すればいいのだろうか。中鉢正美は、受給者に占める都市居住者や非稼働層のウェイトが高まっていることを踏まえて、「これは保護行政の対象が、自営的・多就労世帯から雇用者下層へと変わったことを意味するとともに、さらにその雇用者層のうちでも、次第に就労能力を失った疾病傷害高齢等の、いわば就労時の生活維持にのみ偏した日本の社会保障（引用者注：当時は年金制度が今日に比べて整備されていなかった）から脱落した部分だけが保護の対象とされるようになってきたことをしめすものでもある」と述べている（中鉢1975:161）。補足すれば、生活保護の標準世帯も実際の被保護層の多くも、生涯核家族世帯であることは共通しているが（少なくとも人生の一時期において、都市の片稼ぎ・核家族・稼働世帯であることが想定されている）が、世帯のライフ・サイクル全般を生活保護によって生活保障するのではなく、男性が安定した雇用に就くことを前提に、老後や疾病・障害を負った場合に限り（しかも社会保険等によってカバーされない場合に限り）生活保障する制度へと性格を改めた、ということである。

このことを踏まえて、なぜ標準世帯が変更されたか、について検討しなければならない。

2.2 戦前からの「総中流」化の動きと男性片稼ぎモデルによる社会統合

この問いを解くためには、話を戦前に遡らせる必要がある。小路田泰直によれば、第1次世界大戦後の1920年代は、広範な下層社会の存在に特徴づけられた「貧しい社会」から、社会の総中流化（都市に居住する、片稼ぎ世帯で、アメリカ型消費文化を享受する）に特徴づけられた「豊かな社会」への過渡期であった（小路田1995:144）。しかし、中流的なライフスタイルを享受したいと思った者は数多く、労働運動などの形で要求が行われたものの、実際に享受できた者は社会全体の中ではごくわずかであり、当時の日本にはそれを推進するだけの国力を伴っていなかった。このため、人々の自由や欲望を抑え、社会を統合するための政治的イデオロギーとして、家族制度や家族国家観、社会有機体説などが活用されることになるとともに、その後のファシズム的国家体制の形成につながったという。

このような社会統合の原理としての「総中流化」は、総力戦の遂行の過程で部分的に追求されることとなった。その動きは 1940-50 年代の中断をはさんで、戦後の 1960 年代以降本格化したのである。

それは、片稼ぎ世帯であることを前提とした家族賃金の要求、すなわち、「男性を家族の扶養者、女性と子供を被扶養者と想定する特定の家族像を含意しており、『男性は外で働き、女性は家庭を守る』という近代的性別分業構造をその前提とするもの」（木本 1995：62-63）。が広範に見られた。

例えば、安藤政吉の『最低賃金の基礎的研究』は家族給と月給制を提唱する中で、最低賃金を算定するモデルとして、「夫婦子女 3 人で主人が働くのを原則とする」こととした(安藤 1940：460)。また、労働科学研究所の最低生活費研究(1942→1943)は、都市と農村とに分けた上で、標準家族を「夫婦と子女三人」としている。これは、1935 年の労働統計実地調査における「本邦労働者に最も多数にして普遍的なる家族構成」だからだという(暉峻編 1943：11)。これらの研究は、政府系機関の報告書・提言にも反映されることになる。また、戦争直後の労働組合の賃金闘争においても、家族賃金の要求は比較的早い時期から見られるとともに(永野 1949)、戦後日本の賃金体系の確立に大きな影響を果たしたといわれる「電算賃金体系」は、年齢重視(=年功賃金)、家族手当の普及(=男性片稼ぎモデルの性分業)といった戦時期の賃金構成の影響を受けている(山田 2001)。

これらの要求のバックボーンとなったとされるのが、安藤政吉を始めとする、総力戦期の標準生計費・最低生活費・最低賃金研究であった。

2.3 1960 年代はじめにおける「標準世帯」の変更とトリックル・ダウン・ストーリー

昭和 20～30 年代はじめの生活保護

戦争直後の保護基準は、第 1 回設定～第 7 回改訂までの間、「標準生計費」(物価庁・経済安定化本部・人事院によって算定されたものであり、現在では人事院勧告の資料に用いられている)によって設定された。経済安定本部が物価をもとに求めた標準生計費は、夫婦と子ども 3 人からなる片稼ぎ世帯を標準世帯としていた(籠山 1982：96)。(厚生省保護課委託の労働科学研究所『最低生活費の研究』(1954)も同様に、東京における労働者の最低生活費を、夫婦と子ども 1～3 人からなる片稼ぎ世帯として算出していた(厚生省大臣官房総務課 1954：233)。

生活保護基準第 8 次改訂(1948.8.1)において定められた標準世帯が母子世帯=非稼働 5 人世帯とされたのは、第 1 回被保護者生活状況全国一斉調査(1947.10～1948.2 に実施)により、戦争の影響で、稼働能力のある男子のいる世帯が、全体のわずか 16.5%にとどまったためである(厚生省社会局保護課編 1948:43)。しかし、「戦争未亡人」対策(遺家族等援護法による年金の支給開始等)が進むと、直系家族の形態を取る、農業を含む自営・多就労・低所得世帯が主体となったため、稼働者比率が高くなったのである(中鉢 1975)。稼働世帯がはじめて 50%を割り込むのは 1964 年のことである(図 1)。

図 1 稼働・非稼働世帯別被保護世帯の年次推移

当時の経済の二重構造的状況のもとでは、多いときで 1000 万人程度存在すると言われたボーダーライン層を、生活保護・失業保険(現:雇用保険)・失業対策事業によって支えるだけのゆとりはなかった。その一方で、厚生官僚の多くは遅くとも昭和 20 年代後半から、生活保護の標準世帯を稼働世帯とした上で、保護基準を一般世帯の賃金や生活水準との関係を見て、「相対的」に設定するべきだと捉えはじめていた。なぜなら、最低賃金制度が未整備であったわが国において、生活保護の標準世帯を稼働世帯として保護基準を改善することで、労働条件の改善をつなげようとする意図があったためである(小沼正

1981)。

問題は、いつ、どのようにしてそのような方向に舵を切るか、ということと、それによって懸念される問題をいかにしてクリアするか、ということであった。その契機の一つが池田内閣の国民所得倍増計画であり、既に述べたとおり 1961 年に標準世帯が稼働世帯に切り替えられることになったのである。

1961 年前後：「日本型雇用－福祉システム」の一通りの形成

ここでまず先に、この 1961 年前後にわが国に生じた大きな変化について言及しておこう。あまりこなれた表現ではないが、ここでは当面、「日本型雇用－福祉システム」の一通りの形成、と呼ぶことにする。この時期、第一に雇用について見ると、男性の長期の雇用と家族賃金の保障とが、ますます一般的になったと考えられる。第二に、社会保障について見ると、1961 年に国民皆年金・皆保険体制が完成した。第三に税制について見ると、エンゲル方式が導入されたのとほぼ時期には、課税最低限の設定に当たって、「マーケット・バスケット方式により算出された食料費を基礎として算出された基準生計費」(泉 1986:164) との比較が行われていた。マーケット・バスケットを組むに当たって想定された食事のメニューは、極めて低額かつ粗末なものであるとの批判が絶えなかった。その、いわゆる「大蔵省メニュー」(表 1 参照)を見ると、ここでも標準世帯は片稼ぎ世帯とされていることが分かる。加えて、1960 年 12 月の税制調査会「当面実施すべき税制改正に関する答申(税制調査会第一次答申)」を受けた 1961 年度税制改正では、配偶者控除の創設、扶養控除の引き上げ、給与所得控除の引き上げ等が行われた。ため、1960 年に比べて課税最低限が相当引き上げられた(税制調査会 1961)。このように、高度経済成長期は、わが国における男性片稼ぎモデルの普及期であり、税制がそれを後押ししたのである。

表 1 1967 (昭和 42) 年の大蔵省基準生計費

再び家族に目を向けると、片稼ぎ、夫婦と少数の子どもからなる核家族、アメリカ的な大量消費のライフスタイルに特徴付けられる世帯の形成がますます進んだ。以上でみた、雇用、社会保障、税制、家族(観)とからなる日本型雇用－福祉システムは、人々の大量消費とあいまって、高度経済成長の好循環を形成したと考えられるのである。

「日本型雇用－福祉システム」への生活保護の組み込みとトリックル・ダウン・ストーリー

当初、生活保護はそのようなシステムの枠外にあった。なぜなら、当時の生活保護において、標準世帯は母子世帯であり、戦争犠牲者援護の色彩が強く、その問題が一段落すると、受給者の多くは、経済の二重構造のうち、低生産性セクター－農業・自営業など、低所得・多就労世帯－に属する者が占めるようになったためである。

生活保護をそのような形で運用することは、決して当時の厚生官僚たちの本意ではなかった。第一に、最低賃金制度が未発達であったわが国において、稼働者に生活保護を支給すると、賃金引き上げの足を引っ張る－特に家族賃金が保障されない－ことが懸念された。戦後の一時期に厚生省保護課に在籍した石田忠は次のように述べる。「公的扶助の基準を理論的な貧乏線＝最低生存費に置くためには一つの条件が成熟していなければならない。それは現に働いている人々の所得が最低生存費を保障されていることである。…農業所得と賃金との合計でミゼラブルな一家を支える様な関係が広範に成立する社会に於ては、近代的賃金制が成立する由もない。ここには「当然に労働者家庭の生活費全部を賄うに足る賃金」ではなくて「他に家計補充的な収入のあることを予定する賃金」が生成する。」(石田 1953)。

第二に、大量のボーダーライン層に保護を行うことは、財政上現実的ではなかった。厚生省保護課長